

所管部課名	農林水産部 六次産業対策課	担当者	久木元					
事務事業名	六次産業化推進事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例、薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例施行規則ほか関連要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	104,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 104,000 千円	その他の内容 地域活性化基金			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	新たに六次産業化に取り組む農林漁業者の数		12	平成31年度				
成果指標②								
補助対象者	本市の農林漁業者（個人・法人・任意の団体）							
補助対象経費	補助事業等直接実施するために必要な経費（①調査研究開発費、②販路開拓費、③機械等購入費、④施設整備費、⑤事業推進費）。ただし、ランニングコスト（人件費、原材料費、光熱水費等）や、他の市単独事業の補助対象となるものは除く。							
補助対象事業・活動の内容	農林漁業者の所得の確保及び本市の雇用の増大を図るため、農林漁業者の六次推進化を促進し、その必要な経費の一部助成							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	①施設整備費 単年度の補助上限額（20,000～40,000千円）であり、かつ、六次産業化実施計画の計画全体を通じた補助上限額（30,000～70,000千円） 補助率は補助対象経費の2／3～3／4 ②施設整備費以外 補助上限額3,000千円／年 補助率は補助対象経費の2／3～3／4							
上記項目の 積算方法								
補助を受ける 事業（団体）等の 決算状況	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	52,416,925	30.7%	23,481,572	32.0%	42,360,716	50.0%
		自己負担金	52,416,925	30.7%	23,481,572	32.0%	42,360,716	50.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	118,580,000	69.3%	49,934,000	68.0%	42,413,000	50.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	170,996,925	100.0%	73,415,572	100.0%	84,773,716	100.0%	
	支出	事業費	170,996,925	100.0%	73,415,572	100.0%	84,773,716	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
計		170,996,925	100.0%	73,415,572	100.0%	84,773,716	100.0%	
支出計/前年度支出計				42.9%		115.5%		
自己資金/前年度自己資金				44.8%		180.4%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		9		10		11		
成果指標の推移①		2		2		2		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】該当なし 【前回評価への回答】 該当なし 【事業のPR方法】 市のホームページ 【費用対効果】 六次産業化により所得の向上及び経営の安定が見込まれる。 【補助事業以外の事業】 該当なし 【その他】 特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	六次産業化を推進することで、農林漁業者の所得の向上及び経営の安定に繋がり、本市農林漁業の振興に寄与している。また、間接的に本市経済の活性化にも寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 本市の重要な産業である農林漁業の振興及び農林漁業の改善を図る目的に、農林漁業者が主体的に取り組む六次産業化を促進するために、一定の補助は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	本市の農林漁業の六次産業化は、平成26年度にスタートしたばかりであるため、達成度は低いが見込んでいく。今後の取組により徐々に達成は高まっていくと見込んでいる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	C	平成25年7月「薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例」を制定し、市の重要な産業である農林漁業の振興及び農林漁業経営の改善を図ることを目的に、農林漁業者が主体的に取り組む六次産業化を促進する必要がある。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助基準については明確に示している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	農林漁業者が補助を活用し、六次産業化に取り組むことにより、農林漁業者の所得向上及び経営改善に繋がり、本市の農林漁業の振興に寄与するため、今後に必要な事業である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農林漁業の振興の面からも公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	事業実施初期の支援として本補助金による支援を有効であるとするが、今後は、時期を見て事業内容等の再検討が必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものではない。	A	補助対象経費は、明確に交付要綱及び交付要綱の解釈運用等について（通知）に規定されており、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 本市の農林漁業の六次産業化を促進するため、平成25年度に条例を制定し、これに基づき、六次産業化基本計画を策定した。現在、同計画に基づき、六次産業化を促進するための啓発活動や人材育成を行いながら、農林漁業者が取り組む六次産業化を促進していくこととしているため。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》

○薩摩川内市六次産業化支援事業補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 28 日

告示第 142 号

改正 平成 27 年 3 月 6 日告示第 142 号

平成 28 年 3 月 28 日告示第 168 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例（平成 25 年薩摩川内市条例第 46 号。以下「促進条例」という。）第 4 条第 4 項及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「基本条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、並びに基本条例を実施するため、促進条例第 4 条第 1 項の補助金（以下単に「補助金」という。）に関し、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 補助金の名称は、薩摩川内市六次産業化支援事業補助金とする。

(定義)

第 3 条 この告示において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、促進条例及び交付規則において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 承認要綱 薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例第 4 条第 2 項に規定する六次産業化実施計画の承認に関する要綱（平成 26 年薩摩川内市告示第 141 号）をいう。

(2) 加工品 承認要綱第 2 条第 2 項に規定する加工品をいう。

(補助事業者等の要件)

第 4 条 補助金に係る補助事業者等は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(1) 促進条例第 4 条第 2 項の規定による六次産業化実施計画の承認（促進条例第 5 条第 1 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた者であること。

(2) 承認要綱第 3 条各号に掲げる要件を満たす者であること。

(3) 市税の滞納がないこと（法人以外の団体にあつては、その構成員の全てが市税を滞納していないこと。）。

(補助事業等の要件)

第5条 補助金に係る補助事業等は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(1) 促進条例第4条第2項の承認を受けた六次産業化実施計画（促進条例第5条第1項の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下この条から第8条までにおいて「承認計画」という。）に基づいて実施される事業（承認計画において生産物の加工（一次加工を含む。以下同じ。）又は生産物若しくは加工品の販売の全部又は一部について委託する旨が記載されている場合における当該委託を含む。）であること。

(2) 生産物の加工の用に供する施設（当該施設の用に供する土地が市内に存するものに限る。以下この号において「加工施設」という。）又は加工施設に附帯して必要となる施設（当該施設の用に供する土地が市内に存するものに限る。）の新設若しくは改築又は購入を行う事業にあつては、当該加工施設に係る加工品が生産物（市内で生産されたもの（水産物にあつては、市内の港に水揚げされたものを含む。）に限る。）を主たる原材料とするものであること。

(3) 関係法令の規定に違反していない事業であること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる要件を満たす補助事業等（以下「対象事業」という。）の実施に要する経費のうち、別表に掲げるもの（人件費、原材料費、光熱水費その他の市長が定める経費を除く。）とする。

2 前項に規定するもののほか、対象事業の実施に要する経費のうち、委託料（当該承認計画において生産物の加工又は生産物若しくは加工品の販売の全部又は一部について委託する旨が記載されている場合における当該委託に係る委託料をいう。第8条において同じ。）であつて市長が必要と認めるものについても、補助対象経費とすることができる。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 補助事業者等が承認要綱第3条第1号アに掲げる者に該当する場合
次に掲げる額の合計額

ア 前条第1項の規定による補助対象経費（別表第4項の施設整備費を除く。）の合計額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び同条第2項の規定による補

助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額。ただし、300万円を限度とする。

イ 別表第4項の施設整備費の額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、2,000万円を限度とする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額の合計額

ア 前条第1項の規定による補助対象経費（別表第4項の施設整備費を除く。）の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び同条第2項の規定による補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額。ただし、300万円を限度とする。

イ 別表第4項の施設整備費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、4,000万円（当該補助事業者等が承認要綱第3条第1号ウに掲げる者に該当する場合にあっては、3,000万円）を限度とする。

2 当該補助事業者等に対し既に交付した当該承認計画に係る補助金のうち別表第4項の施設整備費に係る補助金（既に交付を決定した当該承認計画に係る補助金のうち同項の施設整備費に係る補助金を含む。）の額と前項第1号イ又は第2号イに掲げる額の合計額が当該承認計画に記載された承認要綱第4条第4号に規定する補助金の額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、同項第1号イ又は第2号イに掲げる額から当該超過額に相当する額を減額するものとする。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請に係る交付規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 当該申請に係る承認計画の写し

(2) 市税の滞納がないことを証明する書類（法人以外の団体にあっては、その構成員の全てについて市税の滞納がないことを証明する書類）

(3) 対象事業の実施に要する経費に別表第4項の施設整備費又は委託料が含まれる場合にあっては、これらの経費に係る見積書その他の書類で市長が必要と認めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 補助金に係る交付規則第6条の規定による交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該交付申請書を提出した補助事業者等（以下この条において「申請者」という。）が第4条各号に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 当該補助事業等が第5条各号に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第10条 補助金の実績報告に係る交付規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の効果について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(総合化事業計画に基づいて実施される事業に対する補助金の交付)

第11条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、促進条例第8条の規定により促進条例第4条第2項の承認を受けた六次産業化実施計画とみなされる総合化事業計画に基づいて実施される事業（第4条第2号及び第3号に掲げる要件を満たす者が実施するものに限る。）に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の場合において、当該補助金の交付についてのこの告示の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、市長が別に定める。

(成果)

第12条 補助金の交付を通じて得ようとする成果は、本市の経済社会の活力の向上とする。

(見直しの期間)

第13条 補助金（平成31年度以後の予算に係るものに限る。）に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第14条 補助金に係る基本条例第4条第2項第1号の効果は、新たに農林漁業の六次産業化を実施した者の数によって測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 15 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の農林水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 6 日告示第 142 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 28 日告示第 168 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

経費の区分	内容
1 調査研究開発費	(1) 先進地視察の実施に係る旅費、研修講師の招へいに係る謝金、講習の受講に係る受講料その他の研修等の実施に要する経費 (2) 生産物又は加工品に係る含有成分の量及びその効果に関する分析、新たな加工品の開発又は生産物若しくは加工品の新たな販路の開拓のための市場調査その他の生産物の加工又は生産物若しくは加工品の販売の新たな展開に向けて必要となる調査研究の実施に要する経費 (3) 資材費、機械装置等借上料、加工料その他の試作品(生産物をその原材料とするものに限る。)の製作に要する経費
2 販路開拓費	(1) 展示会、商談会等(以下「展示会等」という。)への参加に係る旅費その他の展示会等への参加に要する経費(生産物又は加工品の新たな販路の開拓のために展示会等へ参加する場合に限る。) (2) パッケージデザイン製作費、ホームページ開設費その他の生産物又は加工品についての新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善に要する経費 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、広告宣伝費その他の

	生産物又は加工品の新たな販路の開拓に要する経費
3 機械等購入費	(1) 生産物の加工又は生産物若しくは加工品の販売の用に供する機械等（機械、装置又は器具（車両を除く。）をいう。以下同じ。）の購入に要する経費 (2) 前号の機械等に附帯して必要となる機械等の購入に要する経費
4 施設整備費	(1) 生産物の加工又は生産物若しくは加工品の販売の用に供する施設（当該施設の用に供する土地が市内に存するものに限り、無人販売所を除く。）の新設若しくは改築又は購入に要する経費（ただし、用地取得費を除く。） (2) 前号の施設に附帯して必要となる施設（当該施設の用に供する土地が市内に存するものに限る。）の新設若しくは改築又は購入に要する経費（ただし、用地取得費を除く。）
5 事業推進費	(1) 生産物の加工又は生産物若しくは加工品の販売に伴って必要となる許認可等（薩摩川内市行政手続条例（平成16年薩摩川内市条例第11号）第2条第1項第3号の処分に該当するものを除く。）の取得に要する経費 (2) 加工品に係る工業所有権の取得に要する経費 (3) 経営指導等の受入れに要する経費その他専門家等への相談に要する経費
6 その他経費	前各項に掲げるもののほか、対象事業の実施に要する経費であって市長が特に必要と認めるもの

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	有限会社神田畜産	3,000,000	6,297,536		9,297,536	9,297,536			9,297,536	広告宣伝費等
2	崎原 一博	3,000,000	1,197,960		4,197,960	4,197,960			4,197,960	機械購入費等
3	下野 尚登	23,000	8,684		31,684	31,684			31,684	販路開拓費等
4	株式会社八重ファーム	2,627,000	1,313,874		3,940,874	3,940,874			3,940,874	販路開拓費等
5	石沢 秀京	640,000	214,280		854,280	854,280			854,280	機械購入費等
6	甞フルツ園株式会社	1,372,000	686,947		2,058,947	2,058,947			2,058,947	機械購入費等
7	宮園 謹吉	910,000	310,250		1,220,250	1,220,250			1,220,250	調査研究開発費等
8	近藤 一男	2,737,000	913,020		3,650,020	3,650,020			3,650,020	販路開拓費等
9	日笠山 了盛	1,104,000	369,072		1,473,072	1,473,072			1,473,072	販路開拓費
10	有限会社今藤林業	3,000,000	3,295,320		6,295,320	6,295,320			6,295,320	機械購入費等
11	日笠山水産株式会社	24,000,000	27,753,773		51,753,773	51,753,773			51,753,773	施設整備等
合計		42,413,000	42,360,716	0	84,773,716	84,773,716	0	0	84,773,716	